

令和元年度第1回長浜市しょうがい福祉推進協議会 会議概要

日 時：令和元年10月29日（火） 14：00～15：45

場 所：長浜市役所4階4A会議室

出席者：【委員】中村委員、林委員、崎邊委員、北川委員、太田委員、安賀委員、佐野委員、喜多委員、笈委員、熊越委員

【事務局】健康福祉部：且本部長、長谷川次長

しょうがい福祉課：細川、磯貝、伊吹

欠席者：山崎委員、雑賀委員（2人）

《開会》

1. あいさつ

長浜市健康福祉部部長から開会の挨拶があった。

2. 自己紹介

各委員から自己紹介があった。

事務局から欠席委員の報告、事務局の自己紹介があった。

3. 座長・副座長の選出について

座長に中村委員、副座長に山崎委員が選出された。

4. 議事

座長の進行により議事が進められた。

(1) 長浜市しょうがい福祉推進協議会について

別紙資料により事務局から説明があった。

委員から意見なし。

(2) 長浜市しょうがい福祉プランについて

別紙資料により事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

障害者基本法では市町で協議会を設置し障害者計画等を策定しなければならないことになっており、全国どこも同じような計画を作られている。国は障害者権利条約に批准し国内法を整備してきたが、実施していくことが困難と言われていることがある。まず「社会的な入院・入所」について。湖北圏域では約150の方が入院・入所しておられる。日本は諸外国に比べ精神関係の入所施設が多い。障害者権利条約では社会で暮らせないから入院をしているといった人を無くしていかなければならないとなっているが、プラン

に濃厚に記載している市町は非常に少ない。次に「福祉的就労の充実」について。労働基準法では障害のある方でも労働者として扱う、権利を付与するとなっているのに、福祉的就労の事業所で労災に入らない等法を守らないといったことがまかり通っている現状があるということ。プランの見直しにあたっては、国内法等のスタートラインである障害者権利条約を踏まえた上で見直しをしていただきたい。

(事務局)

今いただいた意見はもっともなことであり、委員の皆様の意見をいただきながら見直しをしていきたい。

(委員)

教育機関の在り方として、養護学校ではなく特別支援学校や特別支援学級を整備する方向にあるが、養護学校をなくすことなんかできない。委員から意見をいただきながらとは言いが、無理な意見が出てきた場合、事務局としてはそのような意見は受け入れできないと言っていたかかないといけない。

(座長)

精神科のある病院の病床数は人口比で都会は少ないが、理由はわからないが滋賀県はそれほど都会でないのに少ない。

(委員)

委員の皆さんには、長浜市の福祉をどうしていきたいという気持ちを持っていただきたい。また、他市では業者がプランの改正をしているが、同じようなことをしてはいけないと思う。

(事務局)

長浜市は業者を入れず、手作りでプランの見直しをしている。

(3) しょうがい者虐待防止について

別紙資料により事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(座長)

資料の通報件数を市としてはどう考えられているか

(事務局)

自立支援協議会権利擁護部会でも話はしており氷山の一角であろうという意見もあり、市としてもそう思っている。虐待の疑いの段階で通報や相談できる環境づくりに努めたい。

(委員)

件数として少なすぎる。実際は2~3倍あると思う。このような協議会で虐待の個別事案について検討することは全国でも初の取り組みではないか。画期的なことである一方、軽すぎるのではないか。

(事務局)

従来、市役所内のみで対応してきていることに疑問を感じており、市が虐待事象に適切に対応できているかを本協議会でご理解いただきたいと考えている。また、配慮が足りない、このような解決策があるのではないかとといったご意見等をいろんな分野の皆様からご意見をいただいて、今後の対応に生かしていきたい。

(委員)

市民感覚の意見がある程度吸収したいということはあるが、一定の心得があるものが深堀していくと人物がわかってしまうのではないかと心配する。閉ざされすぎたものになるのはよくない。虐待防止センターは行政にあり24時間対応といっているが実際はそうになっていない。浅井東診療所は24時間対応をしており、当番で電話対応されるようになっている。看護師で対応できない内容は医師が対応できる体制をとられており、地域医療をやっていくという志が他の医療機関と違う。虐待対応はすさまじいものがあり教えるはならないことは絶対に守らなければならない。個別事案をこの協議会で話すことについて座長はどう考えられるか。

(座長)

この協議会は多分野の方が来られているため、搾り具合が適正かどうか、何を目的にするかを明確にさせていただきたい。また、事案内容をどこまで出すかを事務局で検討していただきたい。

(事務局)

高齢担当部局でも同じように名前を伏せた形で、民生委員や老人クラブ等の方に報告させていただいている審議会がある。行政の対応を知っていただくとともに、早期発見・早期報告につなげることを目的にしている。ケース検討ではない。本協議会でのケースの出し方については検討させていただく。

(4) しょうがい者差別解消支援について

別紙資料により事務局から説明があった。

委員からの主な意見は下記のとおり。

(委員)

令和元年4月1日に滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例が制定され、10月1日から全部施行された。私は5年間委員として条例制定に携りいろいろと意見を出したが、自身で相談することが困難な障害者に寄り添い相談内容を代弁する地域アドボケートという取り組みを提案し、滋賀県独自となる取り組みが行われるようになった。滋賀県内で26名が指定され、長浜市は私を含め4名いる。だが、条例が制定されたこと等が世にあまり浸透していないことが非常に寂しい。

(5) その他

(委員)

本協議会の目的等がわかっていない状態で参加した。私はしょうがいのある方の集いの場をボランティアで作っているだけの者であり専門家でもないし、本日参加されている面々を見て、なんという場に来てしまったとまず思った。本日の会議では委員からの意見に対し事務局の回答がしっかりできていないとも思った。また、いろいろと説明を受けたがあまり理解できなかった。説明を一方向的に聞いただけのように感じているが、他の委員はどう思われたか。

(委員)

今日の会議は落胆というよりはむしろスタートだと思っている。私の役割は地域づくりであり、しょうがい福祉関係者が集まられているこの会議で湖北の福祉をどう盛り上げていくか、これからだと思っている。

(委員)

このような協議会は全国で開かれており、行政はこのような会議を開かなければならぬ。最近の内閣府の制度改革推進会議では知的しょうがいのある方も実務者会議の委員として参加され、皆さんが難しい話等をされればイエローカードを出されるといった工夫をされている。

(事務局)

事務局の説明がわかりにくかったことにつきましては、大変申し訳ありませんでした。本日の第1回目は概要的な内容が多かったので、ご発言いただきにくかったと思う。次回は具体的な話になるので、それぞれのお立場からご意見をいただきたい。引き続きよろしくお願ひしたい。

(委員)

私の団体はいろんなことで行き詰っている。特に後継者不足。しょうがいのある方は増えているが、支える者が減っている。何とか続けていく為にこの協議会で何か情報が得られないかと思っで参加している。

(座長)

本日の会議は、これからどういうことを、どのようにしていくかを共通認識する会議である。

(事務局)

次回は令和2年2～3月頃開催させていただく。また、事前に資料を配布させていただくのでお目通しいただき会議でご意見をいただきたい。

5. 閉会

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。

《終了》